

## りそな企業年金研究所

## 企業年金ノート

## 目次

【本題】	厚生年金基金制度の沿革と社会的役割を振り返る（その4）	……………P1
【コラム】	国民年金法の保険料免除に関する改正について	……………P7

**厚生年金基金制度の沿革と社会的役割を振り返る（その4）**  
～ 少子・高齢化社会の到来と公私年金制度の拡充 ～

## 1. はじめに

前回（2014年2月号）は、厚生年金基金制度が創設されてから約20年間の社会情勢および制度改正の変遷について振り返りました。基金制度は、1980年代後半の大規模な改正により、現在も引き継がれている制度の枠組みがほぼ形成されることとなりますが、こうした大改正が社会的に容認されるに至った背景には、公的年金制度の給付拡充を契機とした高齢化社会への認識の高まりと、それを受けて老後生活に自助努力で備えるニーズが顕在化したことが何らかの影響を及ぼしたものと考えられます。

## 2. 老後所得保障を巡る社会環境の変化

## (1) 厚生年金保険の給付水準の拡充

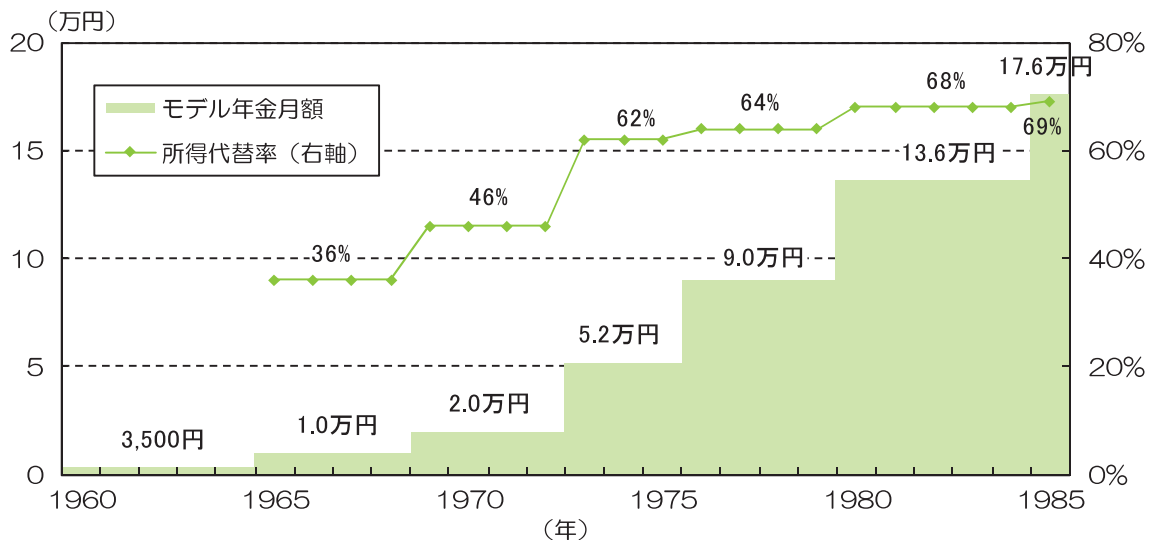
1965（昭和40）年の厚生年金保険法の改正では、厚生年金基金制度の創設とともに、いわゆる「1万円年金」と呼ばれる厚生年金保険の給付改善が実現しました。以降、高度経済成長に伴う賃金上昇および物価上昇を反映して厚生年金保険を含めた公的年金制度の給付水準は順次上げられ（図表1・2）、国民の老後所得保障の中核を担う制度としての公的年金制度の役割は広く国民に認知されることとなりました。

＜図表1＞厚生年金保険の給付水準および所得代替率の推移（1985年まで）

改正年	改正の考え方	新規裁定者のモデル	②現役男子の平均標準報酬月額		所得代替率 (=①/②)
			①年金月額		
1965 (昭和40)	1万円年金の実現	制度的な加入期間：20年 平均標準報酬月額：2.5万円	1.0万円	2.8万円	36%
1969 (昭和44)	2万円年金の実現	平均加入年数：24年4月 平均標準報酬月額：3.8万円	2.0万円	4.5万円	45%
1973 (昭和48)	5万円年金の実現 男子の平均賃金の60%	平均加入年数：27年 平均標準報酬月額：8.5万円	5.2万円	8.5万円	62%
1976 (昭和51)	男子の平均賃金の60%	平均加入年数：28年 平均標準報酬月額：13.6万円	9.0万円	14.1万円	64%
1980 (昭和55)	男子の平均賃金の60%	平均加入年数：30年 平均標準報酬月額：19.9万円	13.6万円	20.1万円	68%
1985 (昭和60)	男子の平均賃金の60%	平均加入年数：40年 平均標準報酬月額：25.4万円	17.6万円	25.4万円	69%

（出所）厚生労働省資料を基に加筆修正。

<図表2> 厚生年金保険のモデル年金月額および所得代替率の推移 (1985年まで)



(出所) 厚生労働省資料を基に加筆修正。

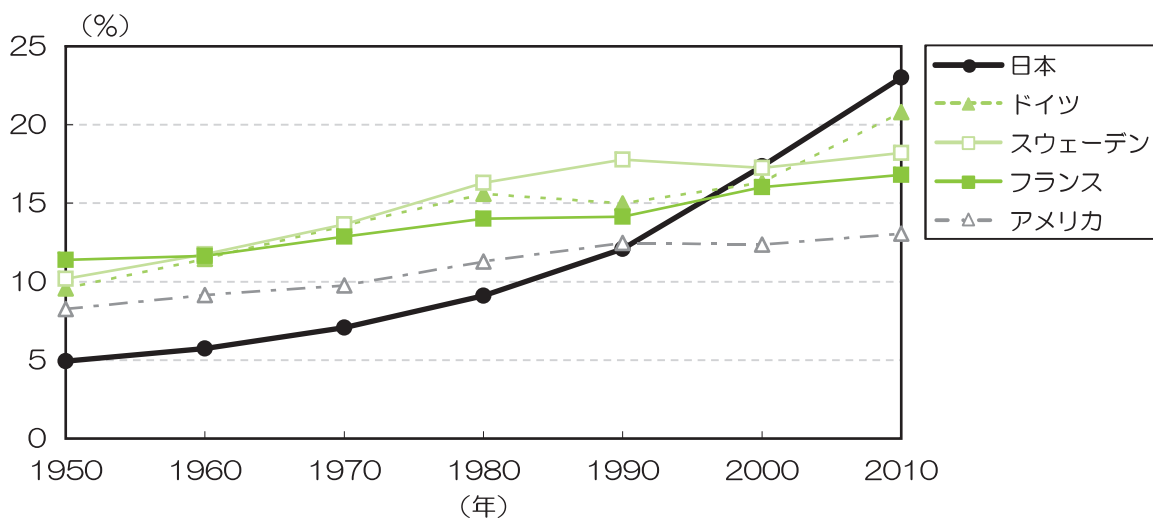
## (2) 顕在化しはじめた少子・高齢化社会

一方で、公的年金制度が社会的に認知された1970年代後半以降、大きな社会問題の一つとして取り上げられるようになったのが「少子・高齢化問題」です。

わが国における65歳以上人口割合(高齢化率)の推移を主要諸外国と比較すると(図表3)、死亡率の改善による長寿化の影響で高齢化率は上昇傾向にありましたが、それでも1980年代までは主要先進国の中で最も低い水準にありました。しかし、1990年代に入ると高齢化が急ピッチで上昇し、2010年には23%と主要先進国の中でも一躍トップとなりました。

また、高齢化率が7%を超えてからその倍の14%に達するまでの所要年数(倍化年数)により高齢化の速度を比較すると、フランスが114年(1864~1978)、スウェーデンが85年(1887~1972)、ドイツが40年(1932~1972)を要したのに対し、日本はわずか24年(1970(昭和50)~1994(平成6))で7%から14%に達しており、わが国の高齢化が世界に例をみない速度で進行していることがうかがえます。

<図表3> 主要諸外国の65歳以上人口割合(高齢化率)の推移

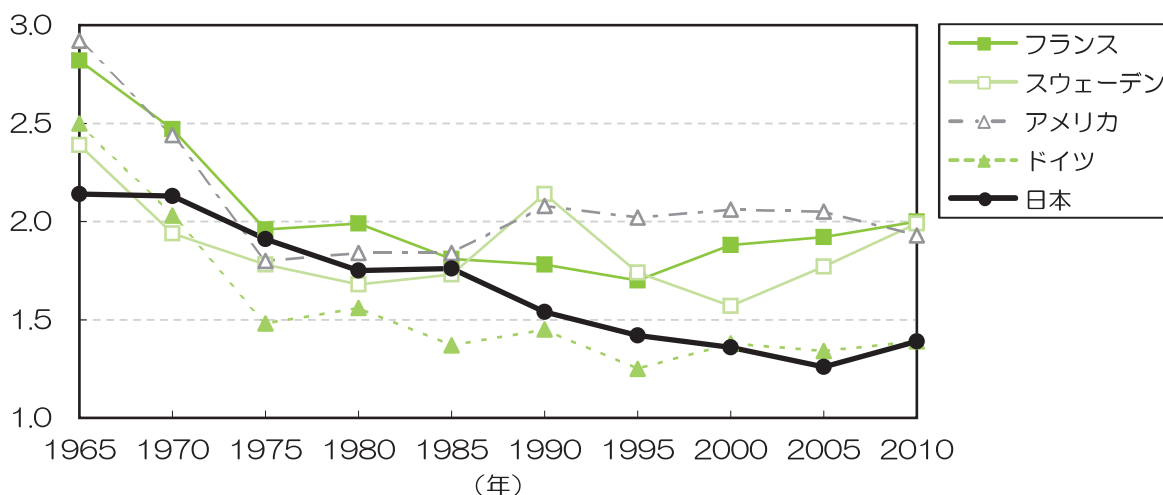


(注) ドイツは、1980年までは旧西ドイツの数値。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2014年版

わが国における合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生むとされる子供の人数）の推移を主要諸外国と比較すると（図表4）、総じて低下傾向にあったものの、1980年代までは主要先進国の中でも概ね平均的な水準にありました。しかし、1990年代に入るとアメリカ、スウェーデン、フランスでは出生率が上昇に転じた一方、日本およびドイツではなお下落を続け、先進国の中では最低水準となりました。なお、わが国の合計特殊出生率は2005年を底に回復基調にあるものの（2013年：1.43）、出生数はなお過去最少を更新し続けています。

＜図表4＞主要諸外国の合計特殊出生率の推移

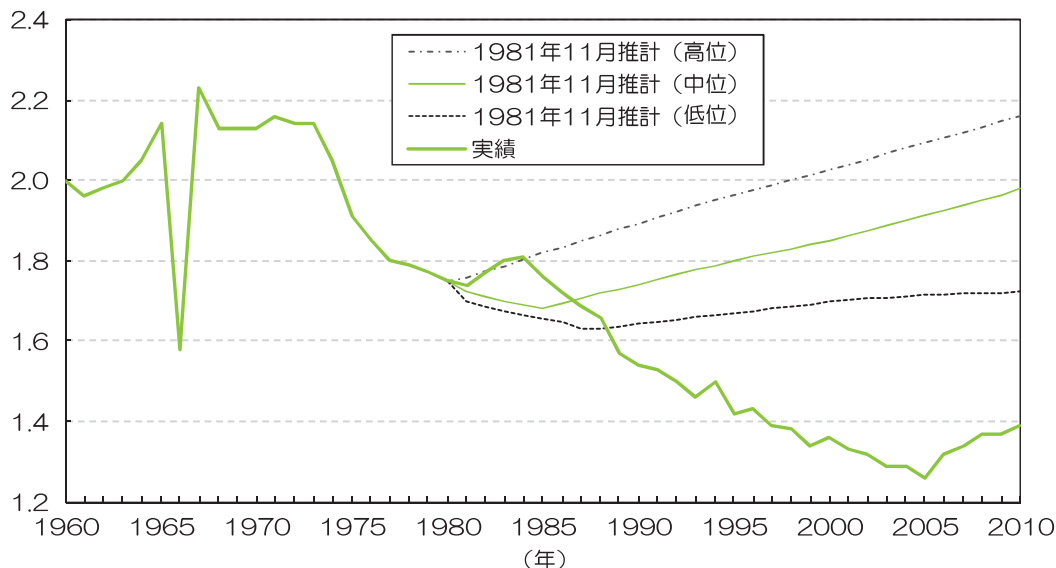


（注）ドイツは、1980年までは旧西ドイツの数値。

（出所）国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2014年版

わが国の少子・高齢化が前述のような推移を辿ることは、1980年代には各種推計・予測によりおおむね予見されていました。しかし、高齢化率についてはおおむね予測通りの推移を辿ったものの、出生率は想定を超えて大幅に下落しました（図表5）。公的年金制度の給付拡充により少子・高齢化問題への認識が高まりを見せたゆえに、逆に公的年金制度の持続可能性が問われるに至ったと言っても過言ではありません。

＜図表5＞わが国の合計特殊出生率の推移（実績および推計）



（出所）国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（1981年11月推計）』

国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2014年版

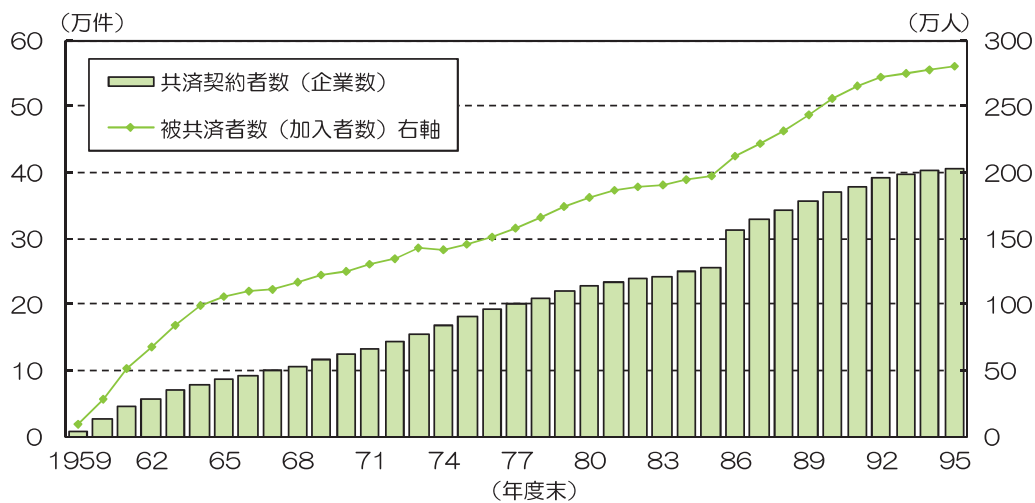
### 3. 公的年金の補完の役割を担う他の私的年金制度の創設・拡充

前述の少子・高齢化問題への関心の高まりを受けて、老後生活を公的年金だけに頼るのではなく自助努力でも備えようという機運が高まり、1980年代以降、企業年金以外の私的制度（個人年金・退職金制度等）を創設・拡充する動きが多く見られました。

#### (1) 中小企業退職金共済（中退共）制度の拡充

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業の従業員のための退職金制度として1959（昭和34）年に創設されましたが、1970年代以降、対象企業の人員要件・資本要件の拡大ならびに掛金月額の上昇が順次実施されました。とりわけ、新規加入企業および掛金増額企業に対する掛金助成措置の新設ならびに予定利率の引上げ（6.25%→6.60%）が行われた1986（昭和61）年は、企業数・加入者数ともに急増しています（図表6）。

<図表6> 中小企業退職金共済の共済契約者数および被共済者数の推移

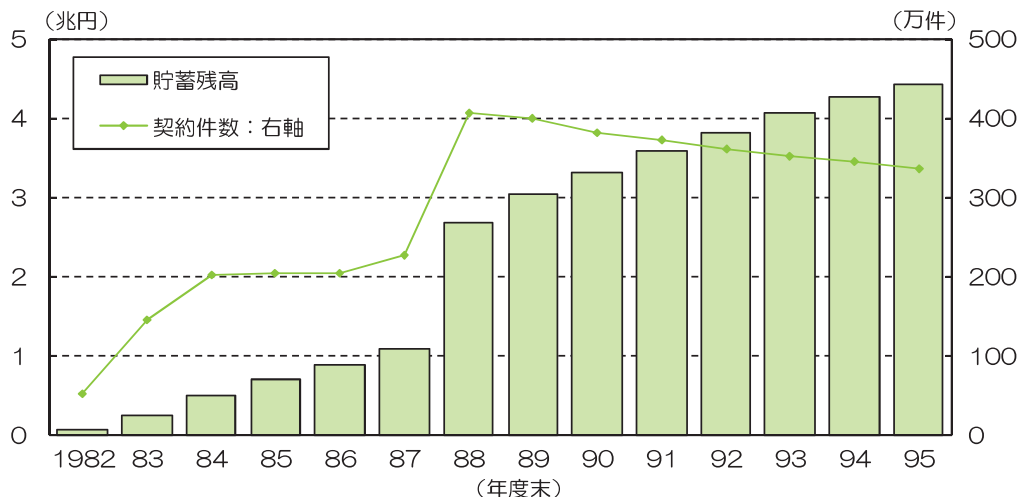


(出所) 勤労者退職金共済機構『中小企業退職金共済事業年次統計書』

#### (2) 財形年金貯蓄の創設

財形年金貯蓄は、勤労者財産形成促進制度（財形制度）の一環として、勤労者の老後生活のための計画的貯蓄の促進を目的に1982（昭和57）年に創設されました。1988（昭和63）年に件数および残高が急増したのは、マル優等非課税貯蓄の原則廃止措置により、非課税措置の対象が財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の2種類に限定されたことから、一般財形貯蓄からの預け替えが発生したものと考えられます。

<図表7> 財形年金貯蓄の貯蓄残高および契約件数の推移



(出所) 厚生労働省ホームページより作成。

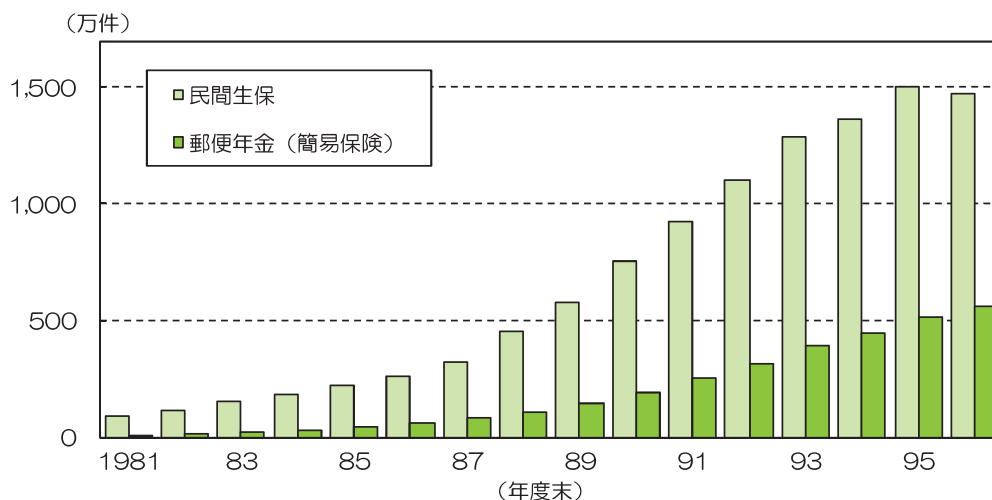


### (3) 個人年金保険に対する税制優遇措置の拡充

わが国における個人年金の起源は、1926（大正15）年に創設された郵便年金にまで遡ります。1960（昭和35）年には民間の生命保険会社も個人年金保険の取扱を開始しましたが、高度経済成長に伴うインフレの進展もあり、目立った販売実績を残すことができませんでした。

しかし、1980年代に入ると、好況下の株高・高金利を背景に高利回りを謳う個人年金商品が人気を博すようになり、農協共済（JA共済）や全労済なども個人年金マーケットに相次いで参入しました。1984（昭和59）年には個人年金保険料に対する税制優遇措置として「**個人年金保険料控除**」が創設、1990（平成2）年には控除額が大幅引上げられ（5,000円→最大50,000円）、これを追い風に契約件数は爆発的に増加しました。80年代の10年間だけで約10倍、1981（昭和56）年から15年間では実に20倍も契約件数が増加した計算になります（図表8）。

＜図表8＞個人年金保険の保有契約件数の推移



（注）民間生保会社および郵便年金（簡易保険）の状況。農協共済および全労済は含まない。

（出所）生命保険協会『中小企業退職金共済事業年次統計書』

### (4) その他の制度の創設

上記のほか、1980年代の株高・高金利を背景に、信託銀行、都市銀行、証券会社等も年金タイプの金融商品を開発し、個人年金市場に参入しました。また、1991（平成3）年には、国民年金の第1号被保険者のための上乘せ加入の制度として国民年金基金制度が施行されました。

わが国における企業年金以外の私的制度（個人年金・退職金等）の沿革は、図表9の通りです。

＜図表9＞個人年金および退職金制度の沿革

歴 年	出 来 事
1926（大正15）	郵便年金事業の創業
1959（昭和34）	中小企業退職金共済（中退共）制度の創設
1960（昭和35）	生命保険会社における個人年金保険の取扱開始
1971（昭和46）	勤労者財産形成促進制度（財形）の創設
1980（昭和55）	信託銀行における個人年金信託の取扱開始 中退共の制度改正（対象企業の要件拡大、掛金月額の上上げ（1,200～16,000円））
1982（昭和57）	財形年金貯蓄制度の創設
1984（昭和59）	個人年金保険料控除の創設（一律5,000円、超過分は生命保険料控除の対象）
1986（昭和61）	中退共の制度改正（掛金助成措置の新設、掛金月額の上上げ（3,000～20,000円））
1990（平成2）	個人年金保険料控除の拡充（生命保険料控除とは別枠で最大50,000円） 中退共の制度改正（分割払制度の導入、掛金月額の上上げ（4,000～26,000円））
1991（平成3）	国民年金基金制度の施行（地域型47基金・職能型19基金（後に25基金に増加））

（出所）各種資料を基にりそな企業年金研究所作成。

#### 4. 企業年金のあり方に関する議論の活発化

1970年代までは、企業年金は「企業の退職金原資の準備」という観点のみが着目されていました。しかし、前述の少子・高齢化社会の到来や定年年齢の延長等を受けて、1980年代に入ると、老後所得保障の観点から企業年金のあり方を検討する動きが官民双方において活発化していきました。80年代における企業年金に関する研究・検討の状況は、図表10の通りです。

＜図表10＞企業年金に関する研究・検討の状況

年月	団体・会合名	報告・提言の内容
1979.4	厚生省 年金制度基本構想懇談会	<b>報告書「わが国の年金制度の改革の方向」</b> 欧米諸国の企業年金を参考としつつ、企業年金制度の拡充・強化（給付内容の弾力的な変更、実質価値の維持、倒産時の保証）を図っていく必要がある。
1979.10	総理府 社会保障制度審議会	<b>建議書「高齢者の就業と社会保険年金」</b> 企業年金は弾力的運営が可能であり、この機能を活かし、社会保険年金の支給開始年齢の引上げ、給付水準上昇の抑制等の措置から生じる諸問題への対応機能が期待される。
1981.1	全日本労働総同盟（同盟） 企業年金小委員会	<b>「企業年金制度の改善構想」</b> 企業年金は老後所得保障の一環として公的年金の補完を目的とし、公的年金への上積み（orつなぎ）給付を行うものとする。
1981.2	日本労働組合総評議会（総評） 厚生年金対策委員会	<b>「厚生年金制度の改革に関する第二次報告書」</b> 老後の生活保障の基本は公的年金であり、企業年金はその補足給付という位置づけの下で制度として確立すべき。
1981.6	日本生産性本部 社会経済国民会議	<b>中間報告「高齢化社会の企業福祉」</b> 企業年金の持つ労務管理機能を活かすため、ミニマムを基準化し、それ以外は各企業の独自性を残すべき。
1981.6	厚生省 企業年金研究会（村上座長）	<b>「企業年金研究会報告」</b> 企業年金の機能として、なだらかな引退に資する「つなぎ機能」と公的年金の「上積み」としての機能が期待される。
1982.7	厚生年金基金連合会 企業年金研究会（平田座長）	<b>「頼りがいのある企業年金をめざして」</b> 企業年金の生活保障体系における位置づけとそのあり方、給付水準、給付設計、厚生年金基金のあり方、年金実質価値の維持、受給権保証、通算問題、資産運用、年金税制について提起。
1986.6	内閣（閣議決定）	<b>「長寿社会対策大綱」（昭和61年6月6日閣議決定）</b> 公的年金制度を補完する企業年金の普及を図るため、企業および被用者の多様なニーズに柔軟に対応できる条件の整備を推進する。また、資産運用の効率化を一層推進する。
1987.7	厚生省 企業年金等研究会	<b>中間報告「厚生年金基金の育成普及策のあり方について」</b> 基金の普及、事務処理の合理化、年金給付の通算、資産運用、福祉施設、別途積立金の処理、積立金税制について提言。

（出所）各種資料を基にリソナ企業年金研究所作成。

5. 結びにかえて ～ 公私の年金制度との「競合」が基金制度の拡充を後押し？

今回は、厚生年金基金そのものの沿革ではなく、基金を取り巻く諸制度の状況について概観しました。

冒頭の繰り返しになりますが、基金制度は、1980年代後半の大規模な改正を経て、「第2次設立ブーム」と称される爆発的普及の時期を迎えます。こうした大改正が容認されるに至った背景には、少子・高齢化社会に対する社会の問題意識の高まりもさることながら、老後所得保障という社会的役割を担う上でいわば競合関係にある公私の年金制度の普及・拡充も、何らかの影響を及ぼしたのではないのでしょうか。同時期に官民において数多く設立された研究会・検討会は、当時の基金関係者の危機感の表れであったとも考えられます。

次回は、1980年代後半の基金制度の大改正と、それに伴う制度の普及動向について解説いたします(続く)。

(信託ビジネス部 谷内陽一)

りそなコラム

国民年金法の保険料免除に関する改正について

第51回のコラムのテーマは、国民年金法における保険料免除の改正に関する、とある厚生年金基金の職員「Aさん」と、その上司「B事務長」との間のディスカッションです。

B事務長：今年の4月から年金機能強化法（公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号））が施行されたことにより、国民年金法の保険料免除等に関する取扱いも改正されました。主な改正内容についてきちんと把握していますか？

Aさん：はい、ちょうど一通り勉強したところですよ。保険料免除に関する主な改正事項には、①**法定免除期間の保険料納付の改善**、②**保険料免除の遡及期間の見直し**、③**保険料の2年前納**、の3点があります。

B事務長：はい、その通りです。続けてください。

Aさん：まず、①**法定免除期間の保険料納付の改善**ですが、例えば、障害年金の受給者のように法定免除事由（下表参照）に該当している方については、法律上、保険料は当然に全額免除されます。しかし、障がいの状態が回復して再び保険料納付が可能になった場合等であっても、法定免除期間中の保険料の納付は「追納」扱いとなるため、「追納時に加算金が課される」「前納ができない」などの弊害が生じていました。

< 保険料免除の概要 >

	免除額	年金額への反映	免除の対象・条件等
<b>法定免除</b>	全額	国庫負担分のみ反映	・ 障害基礎年金等を受給しているとき ・ 生活扶助等を受給しているとき ・ 所定の施設で療養しているとき など
<b>申請免除</b>	全額	国庫負担分のみ反映	・ 本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合 ・ 失業した場合 など
	3/4 半額	免除額に応じた国庫負担分および納付分を反映	
	1/4		
<b>学生納付特例</b>	全額	反映されない（追納が必要）	学生である被保険者等が対象
<b>若年者納付特例</b>	全額	反映されない（追納が必要）	30歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第1号被保険者等が対象

## 国民年金法の保険料免除に関する改正について

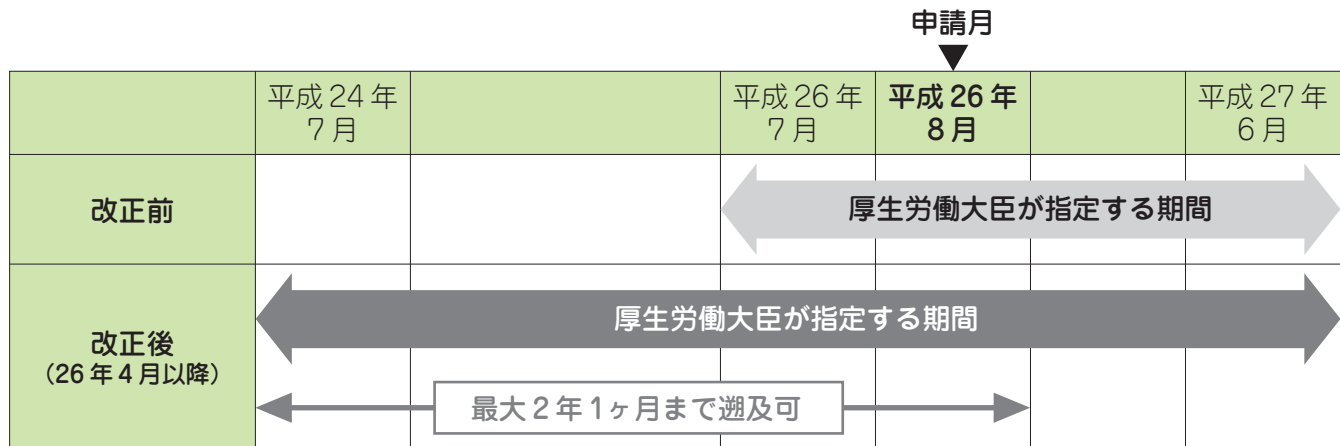
A さ ん：今回の改正により、法定免除に該当する者から**保険料を納付する旨の申出があったときは**、当該申出のあった期間（ただし平成26年4月以降）に係る保険料に限り、**法定免除の規定は適用せず通常通り納付（または前納）を行うことが可能**となりました。これにより、例えば、現在障害基礎年金を受給している者が、障がいの軽快を見越して将来の老齢基礎年金の受給要件を満たすべく保険料を納付することができるようになりました。なお、法定免除が適用されない期間については、付加保険料の納付や国民年金基金への加入も可能となります。

B 事務長：その通りです。よく勉強していますね。

A さ ん：次に、②**保険料免除の遡及期間の見直し**ですが、保険料の免除申請（学生納付特例および若年者納付猶予を含む）においてさかのぼって免除申請ができる期間は、従来は、**申請時点の直前の7月（学生納付特例の場合は4月）まで**とされていました。

今回の改正により、平成26年4月以降は、厚生労働大臣が指定する期間（下図参照）として**過去2年（=2年1ヶ月前（納付対象月の翌月末日が営業日でない場合は2年2ヶ月前））まで**さかのぼって免除申請ができるようになりました。これに伴い、免除の要件である「前年の所得」は、「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」となりました。

### < 保険料免除の遡及期間の見直し（イメージ図） >



※厚生労働大臣が指定する期間：申請のあった日の属する月の2年2月（保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から2年を経過したものを除く）前の月から、当該申請のあった日の属する年の翌年6月（当該申請のあった日の属する月が1月から6月までである場合にあっては、当該申請のあった日の属する年の6月）までの期間のうち、必要と認められる期間。

A さ ん：最後に、③**保険料の2年前納**ですが、これは、従来の前納は最長1年だったものを、**口座振替の場合に限り2年分まとめて納付**できるようになったものです。2年前納を利用すると、毎月納付する場合に比べて、保険料が2年間で1万4千円程度の割引になります。

B 事務長：なるほど。ところで、2年前納した後に、保険料の免除が適用された場合、前納した保険料はどうなりますか？

A さ ん：以前は、免除該当日前に前納された保険料は一切返還されませんでした。今般の改正により、免除該当日以後の期間に係る保険料は還付されるようになりました。

B 事務長：その通りです。よく理解していますね。引き続き、自己研鑽に努めてください。

A さ ん：かしこまりました。頑張ります。

企業年金ノート No.556

平成26年8月 りそな銀行発行



りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開発しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>